

上尾市ごみ収集カレンダー広告掲載募集要項

上尾市ごみ収集カレンダーに広告を掲載していただける広告主を募集します。

1 広告媒体の概要

- (1) 名称 上尾市ごみ収集カレンダー
- (2) 用途 家庭ごみの収集日程及びごみ出しルールを掲載したごみ収集カレンダーを毎年6月に全戸配布する。発行(作成)部数は12万9千部。

2 広告掲載のメリット

- ・市が発行する印刷物であるため、広告主に対する信頼感が得られます。
- ・全戸配布のため、全市民に周知を図ることができます。

3 広告の規格

- (1) 大きさ 縦34mm×横93mm
- (2) 色 4色刷り

4 広告枠の位置等

- (1) 広告枠の位置 カレンダーの下段で市が指定した位置
- (2) 枠数 6枠募集
- (3) 掲載期間 令和8年7月1日～令和9年6月30日(カレンダー使用期間)
- (4) 広告掲載料 5万円(1枠当たり)

5 広告掲載の申込み

- (1) 申込期限 令和8年3月27日(金)17時必着
- (2) 提出書類
 - ・上尾市有料広告掲載申込書(様式第1号)
 - ・広告図案、原稿等(ない場合には、その形状及び内容が分かるもの)
 - ・事業者にあつては、事業の概要が分かる書類
 - ・資格・免許等を必要とする業種にあつては、それらを証明する書類の写し
- (3) 申込方法 紙原稿又はデータにて西貝塚環境センターへ
- (4) 申込できない者
 - ・法令等に基づく必要な許可等を受けていない者
 - ・各種法令に違反している者
 - ・暴力団員等、暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者
 - ・消費者金融又は事業者金融を営む者
 - ・利殖を目的とした投資・投機があつせん、勧誘、募集等を専ら行う者
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業又はこれに類する業種である者
 - ・民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある者
 - ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
 - ・その他、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は広告主として不相当であると認められる者

6 広告の適否審査

提出された広告図案、原稿等について、市は以下の審査を行います。

(1 次審査)

所管課において、上尾市有料広告掲載に関する要綱に基づいて審査を行います。

(2 次審査)

上尾市有料広告審査委員会において、掲載する広告の可否について審査することがあります。

7 選定方法

掲載が可能と認められた掲載希望者を広告主とします。掲載可とされた者の数が募集した広告枠数を超えた場合には、抽選により決定します。

8 決定通知

広告掲載・非掲載の決定は、令和8年4月10日（金）までに通知します。

9 広告原稿の提出方法

(1) 提出期限 令和8年3月27日（金）17時必着

(2) 提出方法 紙原稿又はデータ

10 広告掲載料及び納入方法

令和8年4月24日（金）までに、指定の金融機関で掲載料を納付し、納付済の「納付書兼領収書」のコピーと掲載する原稿を、直接又は郵送・ファクスで西貝塚環境センターへ提出してください。

※校正や印刷の都合上、令和8年4月24日（金）までに領収書と原稿の提出が無い場合は、掲載をお断りする場合があります。止むを得ず提出が遅れる場合は、事前にご相談ください。

11 広告掲載料の還付

既に納付した広告掲載料は還付しません。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により、当該広告の掲載を取り消し、又は当該広告の掲載に係る契約を解除したときは、この限りではありません。

12 広告掲載の決定の取消し

次のいずれかに該当する事由が生じたときは広告掲載の決定を取り消すことがあります。

(1) 当該広告の掲載によって市に行政運営上の支障が生ずるおそれのあるとき。

(2) 広告主が、広告掲載の決定があった後市長が指定する期日までに、指定された書類を提出しなかったとき。

(3) 広告主が、当該広告の掲載に関し、市長が指定する期日までに前条第1項の広告掲載料を納付しなかったとき。

(4) 掲載された広告の内容に関して、上尾市有料広告掲載に関する要綱の第4条第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する事実が判明し又は新たに出現したとき。

13 広告主の責務

(1) 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。

(2) 広告主は、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の処置を講じるものとします。

(3) 広告主は、第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するほか、市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければなりません。

14 申込み及び問合せ先

上尾市環境経済部西貝塚環境センター

- ・電話 048-781-9141 (直通)
- ・FAX 048-781-9166
- ・メール s257000@city.ageo.lg.jp